

## 平成21年瑞穂町教育委員会第3回定例会 会議録

平成21年3月26日瑞穂町教育委員会第3回定例会が瑞穂町ビューパーク・スカイホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 吉岡 康 君 ・ 3番 戸田 祐佳 君 ・ 4番 大澤 利夫 君 ・ 5番 岩本 隆 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

2番 吉野 ゆかり 君

1 教育長及び委員会に出席した職員は、次のとおりである。

教育長 岩本 隆 君 ・ 教育部長 村山 正利 君 ・ 学校教育課長 村野 香月 君 ・ 学校教育課主幹 谷合 しのぶ 君  
社会教育課長 横沢 真 君 ・ 図書館長 桶田 潔 君 ・ 課長補佐(事務局) 横澤 和也 君

1 本日の傍聴者 0名

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 委員長・教育長 業務報告

日程第3 議案第5号 瑞穂町教育委員会会議規則の一部を改正する規則

日程第4 議案第6号 瑞穂町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

日程第5 議案第7号 瑞穂町教育委員会公印規則の一部を改正する規則

日程第6 議案第8号 瑞穂町公立学校教職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則

日程第 7	議案第 9 号	瑞穂町特別支援教育就学指導委員会設置規則の一部を改正する規則
日程第 8	議案第 10 号	瑞穂町図書館協議会条例の施行期日を定める規則
日程第 9	議案第 11 号	瑞穂町図書館協議会条例施行規則
日程第 10	議案第 12 号	職員のサービスの宣誓に関する条例取扱規程の一部を改正する訓令
日程第 11	議案第 13 号	瑞穂町教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する訓令
日程第 12	議案第 14 号	瑞穂町教育基本計画検討委員会設置要綱の一部を改正する告示
日程第 13	議案第 15 号	瑞穂町立小学校理科支援員等配置事業実施要綱
日程第 14	議案第 16 号	瑞穂町特別支援教育通級指導協議会設置要綱
日程第 15	議案第 17 号	瑞穂町立学校学習サポーター設置要綱
日程第 16	議案第 18 号	瑞穂町文化財等保存事業補助金交付要綱を廃止する告示
日程第 17	議案第 19 号	瑞穂町教育相談室室長の任命について
日程第 18	議案第 20 号	瑞穂町教育相談室専任相談員の任命について
日程第 19	議案第 21 号	瑞穂町社会教育委員の委嘱について
日程第 20	議案第 22 号	瑞穂町青少年委員の委嘱について
日程第 21	報告事項 1	平成 21 年度瑞穂町教育費当初予算について
日程第 22	報告事項 2	平成 20 年度瑞穂町教育費補正予算(第 6 号)について
日程第 23	報告事項 3	瑞穂町就学援助費支給要綱について
日程第 24	報告事項 4	瑞穂町特別支援教育就学奨励費支給要綱について
日程第 25	報告事項 5	平成 20 年度瑞穂町教育委員会後援名義の使用許可の報告について

日程第26	報告事項6	瑞穂町奨学金制度検討委員会報告について
日程第27	報告事項7	瑞穂町教育基本計画（中間報告）について
日程第28	報告事項8	平成21年度瑞穂町立小・中学校教育課程編成について
日程第29	報告事項9	平成21年度人事異動について

開会 午前9時00分

大澤委員長 ただいまの出席委員は、4名であります。定足数に達しておりますので、これより平成21年瑞穂町教育委員会第3回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

大澤委員長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により委員長において、3番戸田委員を指名いたします。

大澤委員長 日程第2 業務報告を行います。初めに教育長より報告願います。

岩本教育長 業務報告につきましては、別紙記載のとおりです。

大澤委員長 委員長の業務報告ですが、別紙記載のとおりです。何かご質問がありましたら、お願いします。

各委員 (質疑なし)

大澤委員長 質疑もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

大澤委員長 日程第3号 議案第5号 瑞穂町教育委員会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。提案者より、提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第5号 瑞穂町教育委員会会議規則の一部を改正する規則について、提案理由のご説明を申し上げます。

瑞穂町教育委員会定例会の期日を改めるため、規則を改正する必要があるので、本案を提出するものであります。改正内容ですが、第3条中「第1水曜日」を「第4木曜日」に改めるものであります。附則といたしまして、この規則は、平成21年4月1日から施行するものであります。慎重ご審議の上、ご決定いただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

大澤委員長 以上で説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何か、ご質問がありましたら、お願いします。  
各委員 (質疑なし)

大澤委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより、議案第5号に対する討論を行います。討論はございませんでしょうか。

各委員 (討論なし)

大澤委員長 討論もないようですので、討論を終結いたします。お諮りいたします。議案第5号を原案通り可決することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、本案は原案通り可決されました。

大澤委員長 日程第4 議案第6号 瑞穂町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について、教育長より説明願います。

岩本教育長 瑞穂町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について、提案理由のご説明を申し上げます。

東京都から学校指導事務が委譲されることに伴い、瑞穂町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する必要があるので、本案を提出するものであります。

詳細につきましては、担当に説明させますので、慎重ご審議の上、ご決定いただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

学校教育課長 内容について、説明いたします。恐れ入りますが新旧対照表をご覧ください。

第2条の組織ですが、教育部の学校教育課を教育総務課に改め、庶務係と学務係にし、学校指導課を新たに設置し、指導係と教職員係とします。第3条の職の設置では、指導主事を追加します。第4条の職責では、第3項で、指導主事は、上司の命を受け、学校の教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に従事する、を追加します。第5条第2号中「教育部学校教育課長」を「教育部教育総務課長」に改めます。第6条の事務分掌ですが、教育部教育総務課庶務係では、第1号から12号を定め、学務係では、第1号から9号を定め、学校指導課指導係では、第1号から10号を定め、教職員係では、第1号から6号を定めます。

社会教育課社会教育係では、第1号から17号を定め、社会体育係では、第1号から8号を定めます。

図書館図書館係では、第1号から15号を定めます。以上が、それぞれの係の事務分掌であります。

第7条第1項中「学校教育課」を「教育総務課」に改めるものでございます。附則といたしまして、この規則は、平成21年4月1日から施行するものです。以上、簡単ではございますが、説明いたします。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何か、ご質問がありましたら、お願いします。

吉岡委員 部局の編制に伴い、人員としては、今年度とどの位変わるのでしょうか。

教育部長 この件につきましては、報告事項9の人事のことについて、触れさせていただきたいと考えているのですが、教育総務課で11名、学校指導課で6名、社会教育課で12名、図書館で6名となっております。

大澤委員長 ほかにございますでしょうか。

各委員 (質疑なし)

大澤委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより、議案第6号に対する討論を行います。討論はございませんでしょうか。

各委員 (討論なし)

大澤委員長 討論もないようですので、討論を終結いたします。お諮りいたします。議案第6号を原案通り決定することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、本案は原案通り可決されました。

大澤委員長 日程第5 議案第7号 瑞穂町教育委員会公印規則の一部を改正する規則について、教育長より説明願います。

岩本教育長 議案第7号 瑞穂町教育委員会公印規則の一部を改正する規則について、提案理由のご説明を申し上げます。瑞穂町教育委員会事務局処務規則の改正に伴い、規則の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものであります。詳細につきましては、担当に説明させますので、慎重ご審議の上、ご決定いただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

学校教育課長 瑞穂町教育委員会公印規則の一部を改正する規則の詳細について、説明いたします。議案1ページの公印管守者を、学校教育課長を教育総務課長に改めます。6番の瑞穂町教育委員会主管部長印と7番の瑞穂町教育委員会主管課長印を追加します。8番の瑞穂町文化財保護審議会長印の公印管守者を、社会教育課長から図書館長に改めます。附則といたしまして、この規則は、平成21年4月1日から施行するものでございます。以上簡単ではございますが、説明といたします。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何か、ご質問がありましたら、お願いします。

各委員 (質疑なし)

大澤委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより、議案第7号に対する討論を行います。討論はございませんでしょうか。

各委員 (討論なし)

大澤委員長 討論もないようですので、討論を終結いたします。お諮りいたします。議案第7号を原案通り決定することに

ご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、本案は原案通り可決されました。

大澤委員長 日程第6 議案第8号 瑞穂町公立学校教職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則についてを議題とします。教育長より説明願います。

岩本教育長 議案第8号 瑞穂町公立学校教職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則について、提案理由のご説明を申し上げます。東京都立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務規則の改正に伴い、規則を改正する必要があるので、本案を提出するものであります。

詳細につきましては、担当に説明させますので、慎重ご審議の上、ご決定いただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

学校教育課長 詳細について、説明させていただきます。新旧対照表をご覧ください。

第2条中第7号を削り、第8号を第7号とします。第4条を次のように改めます。(専念義務免除の申請) 第4条 専念義務免除の承認を受けようとする者は、学校職員の休暇処理に関する規程(平成15年東京都教育委員会訓令第5号)第2条に規定する様式により、承認権者に申請しなければならない。ただし、第2条第1号により専念義務免除の承認を受けようとする場合には、職務専念義務免除申請簿兼給与減額免除申請簿(別記様式)によるものとする。別記様式(第4条関係)について、1～2ページの旧の様式から議案2枚目になりますが、東京都立学校と同様の様式に改めるものであります。

附則といたしまして、この規則は、平成21年4月1日から施行するものでございます。以上簡単ではございますが、説明といたします。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何か、ご質問がありましたら、お願いします。

吉岡委員 職務専念義務を免除して、なおかつ給与減額の免除とありますが、これはどのようなことでしょうか。

学校教育課主幹 教職員は、職務として学習指導などが充てられています。そうした中で、公務に必要な部分ではありますが、会議に出席したり、再任用のための面接に行かなければならないなど、色々な場合があります。そうした際、職務を免除して、そこへ行って良いという手続きをします。休暇などではなく、公務の一貫ではありますが、教育公務員として、学校での指導とは別のものに携わることを保証するもので、給与は減額されないということです。その間は、労災も保証されます。

各委員 (質疑なし)

大澤委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより、議案第8号に対する討論を行います。討論はございませんでしょうか。

各委員 (討論なし)

大澤委員長 討論もないようですので、討論を終結いたします。お諮りいたします。議案第8号を原案通り決定することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、本案は原案通り可決されました。

大澤委員長 日程第7 議案第9号 瑞穂町特別支援教育就学指導委員会設置規則の一部を改正する規則を議題とします。教育長より説明願います。

岩本教育長 議案第9号 瑞穂町特別支援教育就学指導委員会設置規則の一部を改正する規則について、提案理由を申し上げます。瑞穂町教育委員会事務局処務規則の改正に伴い、規則の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものであります。詳細につきましては、担当に説明させますので、慎重ご審議の上、ご決定いただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。



学校教育課主幹 新旧対照表をご覧ください。これまで就学指導委員会としていたのですが、東京都では特別支援教育と名称が変わってから、支援委員会と名称を変更しております。そうした流れがあり、瑞穂町でも平成21年度から、就学支援委員会と名称を変更したいと考えております。

第1条の設置については、これまで適切な就学措置としていたものを就学支援とし、名称も瑞穂町特別支援教育就学支援委員会と変更させていただきます。第3条の組織のところで、これまで教育部学校教育課主幹が委員を務めていましたが、次年度から指導主事が参りますので、専門的な事項を行う指導主事にこの会を任せるということで、変更させていただきます。第8条の庶務につきましても、教育部学校教育課だったものを教育部教育総務課と変更するものです。附則といたしまして、この規則は、平成21年4月1日から施行するものでございます。以上簡単ではございますが、説明といたします。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何か、ご質問がありましたら、お願いします。

戸田委員 特別支援教育就学指導委員会というのは、どういう仕事になるのか聞かせていただけないでしょうか。

学校教育課主幹 小学校1年生、中学校1年生に上がる方を対象とし、発達障害や身体障害などの障害のある方が、通常学級、特別支援学級、特別支援学校のいずれへの入級が適切なのか協議し、保護者へお伝えする機関です。そして、年間20名程度が就学指導を受けております。

戸田委員 特別支援教育就学指導委員会では、特別支援が必要な児童生徒を、どのような形で把握することになるのでしょうか。

学校教育課主幹 基本的に申請制度ですので、保護者から相談したいという申し出がなければ実施しませんが、保育園や幼稚園から、そういった傾向のあるお子さんの保護者に対し、就学指導委員会にかかった方が良いと声を掛けております。

戸田委員 保健センターでも色々な健診を実施していると思うのですが、そうした箇所との横の繋がりはあるのでしょうか。

か。

学校教育課主幹 横の繋がりがありますが、こちらから受けた方が良いという立場にありませんので、保護者からの申し出となります。

大澤委員長 ほかに、ご質問がありましたらお願いします。

各委員 (質疑なし)

大澤委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより、議案第9号に対する討論を行います。討論はございませんでしょうか。

各委員 (討論なし)

大澤委員長 討論もないようですので、討論を終結いたします。お諮りいたします。議案第9号を原案通り決定することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、本案は原案通り可決されました。

大澤委員長 日程第8 議案第10号 瑞穂町図書館協議会条例の施行期日を定める規則についてを議題とします。教育長より説明願います。

岩本教育長 議案第10号 瑞穂町図書館協議会条例の施行期日を定める規則について、提案理由のご説明を申し上げます。瑞穂町図書館協議会条例の施行期日を定める必要があるため、本案を提出するものであります。慎重ご審議の上、ご決定いただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何か、ご質問がありましたら、お願いします。

各委員 (質疑なし)

大澤委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより、議案第10号に対する討論を行います。討論は

ございませんでしょうか。

各委員 (討論なし)

大澤委員長 討論もないようですので、討論を終結いたします。お諮りいたします。議案第10号を原案通り決定することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、本案は原案通り可決されました。

大澤委員長 日程第9 議案第11号 瑞穂町図書館協議会条例施行規則についてを議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第11号 瑞穂町図書館協議会条例施行規則について、提案理由のご説明を申し上げます。瑞穂町図書館協議会を円滑に運営するため、規則を制定する必要があるため、本案を提出するものであります。附則といたしまして、この規則は、平成21年7月1日から施行するものであります。詳細につきましては、担当に説明させていただきますので、慎重ご審議の上、ご決定いただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

図書館長 議案第11号 瑞穂町図書館協議会条例施行規則について、ご説明を申し上げます。

第1条は、図書館協議会条例の趣旨に関するものです。第2条は、所掌事項について定めるものです。第3条は、委員の構成について定めるものです。第4条は、協議会の会長及び副会長について定めるものです。第5条は、会議の招集、定足数、採決の方法、会議の公開について定めるものです。附則といたしまして、平成21年7月1日から施行するものです。以上簡単ではありますが、説明とさせていただきます。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何か、ご質問がありましたら、お願いします。

戸田委員 委員のうち、家庭教育の向上に資する活動を行う者について、公募によることができるということですが、どのような方法を考えているのでしょうか。

図書館長 今後の予定として、議決いただきました後、委員の選出の準備期間となります。2名を公募するという事になっておりますので、町の公募委員に関する基準により、5月の広報に委員の募集について載せる予定です。そして、図書館のホームページにも掲載予定です。そして、5月20日前後を締め切りとし、その後に選出していきたいと考えております。

戸田委員 もし応募が多い時は、どのような選出方法となるのでしょうか。

図書館長 800字程度で、子どもの読書活動を推進するための論文を書いていただくことを予定しております。その論文と履歴を審査し、決定していきたいと考えています。

戸田委員 この協議会では、どのような内容について審議していくのか教えてください。

図書館長 図書館運営について広く意見を求め、運営に反映していきたいと考えています。また、子どもの活字離れが指摘されている現状において、子どもの読書活動推進計画を策定していく予定です。その意見もお聞きし、計画に反映していきたいと考えています。

大澤委員長 ほかに、ご質問がありましたら、お願いします。

各委員 (質疑なし)

大澤委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより、議案第11号に対する討論を行います。討論はございませんでしょうか。

各委員 (討論なし)

大澤委員長 討論もないようですので、討論を終結いたします。お諮りいたします。議案第11号を原案通り可決することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、本案は原案通り可決されました。

大澤委員長 日程第10 議案第12号 職員のサービスの宣誓に関する条例取扱規程の一部を改正する訓令を議題とします。  
教育長より説明願います。

岩本教育長 議案第12号 職員のサービスの宣誓に関する条例取扱規程の一部を改正する訓令について提案理由のご説明を申し上げます。

瑞穂町教育委員会事務局処務規則（平成4年教育委員会規則第3号）の改正に伴い、訓令の一部を改正する必要があるので、本案を提出するものであります。新旧対照表をご覧ください。

第2条第1号中「教育長」の次に「、部長」を、「課長」の次に「、館長、主幹」を加えるものです。第3条中「が事故ある場合」を「に事故があるとき」に改め、第4条中「事務局学校教育課庶務係」を「事務局教育部教育総務課庶務係」に改めるものであります。附則といたしまして、この訓令は、平成21年4月1日から施行するものであります。慎重ご審議の上、ご決定いただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何か、ご質問がありましたら、お願いします。

各委員 (質疑なし)

大澤委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより、議案第12号に対する討論を行います。討論はございませんでしょうか。

各委員 (討論なし)

大澤委員長 討論もないようですので、討論を終結いたします。お諮りいたします。議案第12号を原案通り決定することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、本案は原案通り可決されました。

大澤委員長 日程第11 議案第13号 瑞穂町教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間、休憩時間等に関する規

程の一部を改正する訓令を議題とします。教育長より説明願います。

岩本教育長 議案第13号 瑞穂町教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する訓令について提案理由のご説明を申し上げます。

瑞穂町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の改正に伴い、訓令の一部を改正する必要があるので、本案を提出するものであります。新旧対照表をご覧ください。

第2条中「40時間」を「38時間45分」に改め、第4条中「午後0時15分」を「正午」に改めるものです。別表（第6条関係）で、勤務時間の欄中「40時間」を「38時間45分」に改め、同表休憩時間の欄中「45分」を「1時間」に改め、同表図書館の項、種別の欄中「図書館」の次に「及び郷土資料館」を加え、同表の社会教育課の項を削るものです。附則といたしまして、この訓令は、平成21年4月1日から施行するものです。慎重ご審議の上、ご決定いただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何か、ご質問がありましたら、お願いします。

吉岡委員 1週間の勤務時間「40時間」を「38時間45分」に改め、休憩時間の「45分」から「1時間」とありますが、どのようなことでしょうか。

岩本教育長 これは、休憩時間が1時間だったものが、現在は午後0時15分からの45分です。これを正午からの1時間に戻すというものです。これは、役場がこのような形になっていますので、それに合わせた形です。

大澤委員長 ほかに、ご質問がありましたら、お願いします。

吉岡委員 郷土資料館の所管が、社会教育課から図書館への所管換えが先ほどの議案にありましたが、図書館での所管は普通のことなのでしょうか。

岩本教育長 これは、物理的な要素があります。これまで社会教育課と場所が離れていたことがあり、効率の問題がありました。以前、文化財については図書館が行っていたことがありました。図書館で所管することで、問題ないと考

えております。

大澤委員長 ほかに、ご質問がありましたら、お願いします。

各委員 (質疑なし)

大澤委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより、議案第13号に対する討論を行います。討論はございませんでしょうか。

各委員 (討論なし)

大澤委員長 討論もないようですので、討論を終結いたします。お諮りいたします。議案第13号を原案通り決定することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、本案は原案通り可決されました。

大澤委員長 日程第12 議案第14号 瑞穂町教育基本計画検討委員会設置要綱の一部を改正する告示を議題とします。教育長より説明願います。

岩本教育長 議案第14号 瑞穂町教育基本計画検討委員会設置要綱の一部を改正する告示についての提案理由を申し上げます。平成21年度の教育委員会の組織改正に伴い、告示を改正する必要があるため、本案を提出するものであります。第8条中「教育部学校教育課」を「教育部学校指導課」に変更するものであります。附則といたしましては、平成21年4月1日から施行するものであります。慎重ご審議の上、ご決定いただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何か、ご質問がありましたら、お願いします。

各委員 (質疑なし)

大澤委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより、議案第14号に対する討論を行います。討論は

ございませんでしょうか。

各委員 (討論なし)

大澤委員長 討論もないようですので、討論を終結いたします。お諮りいたします。議案第14号を原案通り決定することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、本案は原案通り可決されました。

大澤委員長 日程第13 議案第15号 瑞穂町立小学校理科支援員等配置事業実施要綱を議題とします。教育長より説明願います。

岩本教育長 議案第15号 瑞穂町立小学校理科支援員等配置事業実施要綱についての提案理由を申し上げます。

東京都から委託を受けて実施する町立小学校における理科支援員等配置事業について、必要な事項を定める必要があるため、本案を提出するものであります。詳細につきましては、担当に説明させますので、慎重ご審議をいただきまして、ご決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

学校教育課主幹 この事業は、平成19年度から文部科学省により実施されているもので、東京都が委託を受け、さらに瑞穂町へ下りてきている事業となります。

東京都の指示により、それぞれの区市町村教育委員会で実施要綱を定めるよう通知がありましたので、来年度からの実施に際して、要綱を策定するものです。

第1条は、目的です。第2条が理科支援員等の配置ということで、理科支援員または特別講師を配置することができることとし、理科支援員の活動について示しています。第3条は、事業の実施についてということで、東京都と委託契約を締結し、瑞穂町教育委員会が実施することが謳われています。第4条は、管理者責任者です。副校長を理科支援員の管理責任者としています。第5条は、安全管理についてです。第6条が委任についてです。附



則としまして、この告示は、平成21年4月1日から施行するものであります。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何か、ご質問がありましたら、お願いします。

各委員 (質疑なし)

大澤委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより、議案第15号に対する討論を行います。討論はございませんでしょうか。

各委員 (討論なし)

大澤委員長 討論もないようですので、討論を終結いたします。お諮りいたします。議案第15号を原案通り決定することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、本案は原案通り可決されました。

大澤委員長 日程第14 議案第16号 瑞穂町特別支援教育通級指導協議会設置要綱を議題とします。教育長より説明願います。

岩本教育長 議案第16号 瑞穂町特別支援教育通級指導協議会設置要綱についての提案理由を申し上げます。

町立学校の特別支援教育通級指導学級における指導内容等を協議する特別支援教育通級指導協議会を設置するために、本案を提出するものであります。詳細につきましては、担当に説明させますので、慎重ご審議の上、ご決定いただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

学校教育課主幹 本設置要綱は、平成20年度に東京都教育庁指導部より、通級指導における通級退級システムにかかわる調査研究事業という委託事業を受けました。その委託に基づき、これまで通級指導学級の判定は、通級指導委員会で行っていたのですが、それだけではなく指導内容や発育状況について、細かく検討していくことで、適切な通級指導学級への入級、退級を行うための協議会ということで、ご理解いただければと思います。

第1条については、設置について。第2条は、定義といたしまして、入級、退級について。第3条は、諸事業について。第4条は、組織について。第5条は、委員長及び副委員長の選任について。第6条が任期。第7条が会議。第8条が庶務。第9条が委任ということです。附則といたしましては、この告示は、平成21年4月1日から施行するものです。以上簡単ではありますが、説明とさせていただきます。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何か、ご質問がありましたら、お願いします。

戸田委員 協議会が設置されるということで、これまでは通級指導学級の先生たちに任されていたということでしょうか。

学校教育課主幹 これまでは、確認をしていましたが、内容については設置校長の所管として預けていました。通級は、1年1年の成長をみるのが基本となるため、その基本に立ち返り、協議会を経ち上げ、発達状況や指導状況が適正かどうか、教育委員会と担当の校長、担任で協議をしながら改善していくということです。これにより、より充実した特別支援教育ができると考えております。

大澤委員長 ほかに、ご質問がありましたら、お願いします。

各委員 (質疑なし)

大澤委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより、議案第16号に対する討論を行います。討論はございませんでしょうか。

各委員 (討論なし)

大澤委員長 討論もないようですので、討論を終結いたします。お諮りいたします。議案第16号を原案通り決定することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、本案は原案通り可決されました。

大澤委員長 日程第15 議案第17号 瑞穂町立学校学習サポーター設置要綱を議題とします。教育長より説明願います。

岩本教育長 議案第17号 瑞穂町立学校学習サポーター設置要綱についての提案理由を申し上げます。

瑞穂町の児童・生徒の学力向上を図るため、瑞穂町立学校に設置する学習サポーターに関して、必要な事項を定めるため、本案を提出するものであります。詳細につきましては、担当に説明させますので、慎重ご審議の上、ご決定いただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

学校教育課主幹 平成21年度から実施する学習サポーターの設置要綱として、説明させていただきます。第1条は、目的として学習の基礎基本の定着、授業規律の確立。第2条に、職務の内容として、学習指導の支援と授業規律の確立。第3条は、配置学年と配置時間として、小学1・2年生、小学校3年生、中学校1年生ということを記載しております。第4条は、推薦について。第5条は募集について。第6条は、審査等について。候補者と面接をさせていただくことにしました。第7条は、配置予定者の通知。第8条は、配置計画。各学校が誰をどこの学校にどのように配置するかを教育委員会に提出し、それを教育委員会が承認を行います。第9条は、雇用。第10条は、服務。第11条は、解職。第12条は、賃金。第13条は、報告。第14条は、賃金の支給日。第15条は、公務災害等の補償。第16条は、事務担当課。この事務担当は、教育部の学校指導課が行います。第17条は、委任事項について。附則といたしましては、平成21年4月1日から実施します。

様式第1号は、学習サポーターの推薦書。これは校長が教育委員会に提出します。様式第2号は、配置予定者の通知書。面接の結果で、この方々を配置予定とすることを通知します。様式第3号といたしまして、学習サポーターの実績報告書。学期ごと、学年ごとに学習サポーターの活用状況、成果と課題を学習の基礎・基本、授業規律の確立という面で、報告書を提出してもらおうということです。これにより、常に実態状況の把握に努めるということです。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何か、ご質問がありましたら、お願いします。

戸田委員 4月1日から施行ということですが、学習サポーターを各学校に対応できるだけの体制となっているのでしょ

うか。学習サポーターの配置の振り分け、サポーターの集まっている状況等教えていただけないでしょうか。

学校教育課主幹 昨日、副校長会があり、全ての学校に配置予定者を渡しました。今のところ、小・中学校合わせて、55名くらいの方が応募をされ、毎日入りたいという方もいました。五小は、3人のサポーターで全て回ってしまう状況があります。4月6日の入学式から入っていただくということで、学校へ指示をしております。

既にマニュアルを作成させていただき、事務手続きについては、完了しております。これから、学校に渡した配置予定者をどう配置をするかということ、年度内に学校から提出していただきます。そして、4月1日から実施ということになります。しかし、中学校は時間割が組まれるのが2週目以降になるため、若干入るのが遅くなりますが、小学校については4月初からとなっております。

戸田委員 小学校については、5校全部にある程度配置が済み、始められるということですね。

学校教育課主幹 はい。中学校も学習サポーターとして、入っていただける方は決まっています。

大澤委員長 ほかに、ご質問がありましたら、お願いします。

各委員 (質疑なし)

大澤委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより、議案第17号に対する討論を行います。討論はございませんでしょうか。

各委員 (討論なし)

大澤委員長 討論もないようですので、討論を終結いたします。お諮りいたします。議案第17号を原案通り決定することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、本案は原案通り可決されました。

大澤委員長 日程第16 議案第18号 瑞穂町文化財等保存事業補助金交付要綱を廃止する告示を議題とします。教育長より説明願います。

岩本教育長 議案第18号 瑞穂町文化財等保存事業補助金交付要綱を廃止する告示について、提案理由のご説明を申し上げます。

瑞穂町文化財等保存事業補助金交付要綱を廃止し、瑞穂町文化財保存事業費補助金交付要綱に変更する必要があるので、本案を提出するものであります。

瑞穂町文化財等保存事業補助金交付要綱を廃止する告示。瑞穂町文化財等保存事業補助金交付要綱（平成14年4月3日決定）は、廃止する。附則といたしまして、この告示は、平成21年4月1日から施行するものです。慎重ご審議の上、ご決定いただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何か、ご質問がありましたら、お願いします。

各委員 (質疑なし)

大澤委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより、議案第18号に対する討論を行います。討論はございませんでしょうか。

各委員 (討論なし)

大澤委員長 討論もないようですので、討論を終結いたします。お諮りいたします。議案第18号を原案通り決定することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、本案は原案通り可決されました。

大澤委員長 日程第17 議案第19号 瑞穂町教育相談室室長の任命についてを議題とします。提案者より提案理由の説明願います。

岩本教育長 議案第19号 瑞穂町教育相談室室長の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。  
瑞穂町教育相談室設置規則第3条第2項の規定に基づき、相談室長を任命したいので、本案を提出するもの  
あります。

氏名 かわさき 川崎 けいこ 佳子

なお、川崎氏の略歴書を添付しておりますので、慎重審議の上、ご決定をいただきますようお願いし、提案理  
由の説明といたします。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何か、ご質問がありましたら、お願いします。

各委員 (質疑なし)

大澤委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。議案第19号は、人事案件ですので、討論は省略いたしま  
す。お諮りいたします。議案第19号を原案通り決定することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、本案は原案通り可決されました。

大澤委員長 日程第18 議案第20号 瑞穂町教育相談室専任相談員の任命についてを議題とします。教育長より説明願  
います。

岩本教育長 議案第20号 瑞穂町教育相談室専任相談員の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。  
瑞穂町教育相談室設置規則第3条第3項の規定に基づき、専任相談員を任命したいので、本案を提出するもの  
であります。

氏名 しいの 椎野 よしたか 芳拳、こじま 小島 たいち 太市、おだ 小田 わかこ 和歌子、みやざき 宮崎 あき 亜希、にへい 二瓶 さとし 聡。

もう1名を近々に採用する予定になっておりますので、よろしく申し上げます。

なお、5名の略歴書を添付しておりますので、慎重審議の上、ご決定をいただきますようお願いし、提案理由

の説明といたします。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何か、ご質問がありましたら、お願いします。

各委員 (質疑なし)

大澤委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。議案第20号は、人事案件ですので、討論は省略いたします。お諮りいたします。議案第20号を原案通り決定することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、本案は原案通り可決されました。

大澤委員長 日程第19 議案第21号 瑞穂町社会教育委員の委嘱についてを議題とします。提案者より提案理由を説明願います。

岩本教育長 議案第21号 瑞穂町社会教育委員の委嘱についての提案理由のご説明を申し上げます。

瑞穂町社会教育委員の任期が平成21年3月31日をもって満了するため、瑞穂町社会教育委員の設置及び委員の報酬に関する条例第2条により、別紙の者を委員に委嘱したいので、本案を提出するものであります。

いいだ ひろし いしやま まさし かみくら さゆり くぼた かんじ すずき いくお たきざわ ふくいち たなか まさる  
氏名 飯田 弘、石山 正志、神倉 小百合、久保田 敢司、鈴木 育雄、滝澤 福一、田中 勝  
ほりいけ けいこ まきの ひさよし むらかみ とよこ  
堀池 佳子、牧野 壽義、村上 豊子の計10名でございます。

なお、任期は平成21年4月1日より平成23年3月31日までとするものでございます。慎重ご審議の上、ご決定いただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何か、ご質問がありましたら、お願いします。

各委員 (質疑なし)

大澤委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。議案第21号は、人事案件ですので、討論は省略いたします。お諮りいたします。議案第21号を原案通り決定することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、本案は原案通り可決されました。

大澤委員長 日程第20 議案第22号 瑞穂町青少年委員の委嘱についてを議題とします。教育長より説明願います。

岩本教育長 議案第22号 瑞穂町青少年委員の委嘱についての提案理由のご説明を申し上げます。

瑞穂町青少年委員が定数を満たしていなかったことから、瑞穂町青少年委員の設置及び報酬に関する条例第3条の規定により、下記の者を委員に委嘱したいので、本案を提出するものであります。

氏名 <sup>おかべ</sup>岡部 <sup>よしこ</sup>禎子、<sup>せきづか</sup>関塚 <sup>のりこ</sup>紀子。

任期は、平成21年4月1日より平成22年3月31日までとするものでございます。慎重ご審議の上、ご決定いただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何か、ご質問がありましたら、お願いします。

各委員 (質疑なし)

大澤委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。議案第22号は、人事案件ですので、討論は省略いたします。お諮りいたします。議案第22号を原案通り決定することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、本案は原案通り可決されました。

大澤委員長 日程第21 報告事項1 平成21年度瑞穂町教育費当初予算についてを議題とします。教育長より説明願います。

岩本教育長 報告事項1 平成21年度瑞穂町教育費当初予算についてご報告いたします。教育委員会第2回定例会で重点事業及び予算ヒアリングの結果について報告させていただきましたが、その後、3月議会で議決されました。歳入につきましては、国庫補助金、都補助金など、ほぼ例年通りでございますが、都委託金で教職員給与事務など



の委譲に伴い、新たに交付金を計上しています。

歳出につきましては、教育費全体で17億1640万円でありまして、平成20年度、17億846万2千円より、793万8千円の増額であり、約0.46%の伸びとなっております。なお、歳出につきましては、概要を担当に説明させますので、よろしく願いいたします。

教育部長

3月24日に議会が閉会いたしまして、この予算が可決いたしました。予算については、1月に概略の説明、2月に詳細の説明をしておりますので、大まかなところだけ、お示しさせていただきたいと思っております。

予算説明資料に瑞穂町全体の一般会計予算のうち、教育費が13.3%を占めるということで、教育費については、伸びがあるということです。

主要施策といたしまして、教育総務課、学校指導課は27～28ページ。社会教育課については、国際交流と東京国体が大きな事業ということで掲載しております。

そして、2月の定例会にて計画別にお示しした通りで、ほぼその通りのものとなっております。

大澤委員長

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何か、ご質問がありましたら、お願いします。

各委員

(質疑なし)

大澤委員長

質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

大澤委員長

日程第22 報告事項2 平成20年度瑞穂町教育費補正予算(第6号)についてを議題とします。教育長より説明願います。

岩本教育長

報告事項2 平成20年度瑞穂町教育費補正予算(第6号)について、ご報告いたします。教育委員会第2回定例会では要望の段階での主な内容を報告しましたが、その後3月議会で議決されました。歳入の主なものは、工事費補助金などの増額・減額であります。

歳出の主なものは、燃料費のアップによる増額、そのほかについては、工事等の契約差金や精査の結果、不要

となるものを減額するものでございます。教育費全体で1億3588万3千円を減額し、16億58万6千円とするものです。

なお、第2回定例会で報告したもののうち、変更した項目のみ担当課長に報告させますので、よろしくお願いいたします。

学校教育課長 学校教育課関係で3点変更しております。歳入ですが、第二小体育館石綿撤去工事費補助金で、356万3千円を追加しました。歳出ですが、臨時雇賃金で、62万円を増額し、1380万1千円としました。次に、3つの小学校の燃料費で、合計74万6千円を増額し、402万4千円としました。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何か、ご質問がありましたら、お願いします。

吉岡委員 第二小学校の体育館石綿撤去工事は、いつごろ行うのでしょうか。

学校教育課長 こちらは国からの歳入の補正予算ということで、第二小学校の体育館の石綿撤去工事は、既に完了しております。

大澤委員長 ほかに、ご質問がありましたら、お願いします。

各委員 (質疑なし)

大澤委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

大澤委員長 日程第23 報告事項3 瑞穂町就学援助費支給要綱の全部を改正する告示についてを議題とします。教育長より説明願います。

岩本教育長 報告事項3 瑞穂町就学援助費支給要綱。瑞穂町の区域内に住所を有し、経済的理由により就学困難な児童及び生徒の保護者に対して、町が行う就学援助の認定及び支給等について、必要な事項を定めるため、要綱を制定するものであります。詳細については、担当に説明させますので、よろしくお願いいたします。

学校教育課長 報告事項3 瑞穂町就学援助費支給要綱の詳細について説明します。

第1条は趣旨ですが、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律、学校教育法、学校保健安全法及び学校給食法に基づき、町が行う就学援助の認定及び支給等について必要な事項を定めるものでございます。第2条では対象者について定めるものでございます。第3条では、就学援助費の支給費目、支給金額及び対象者を定めるものでございます。第4条では、申請について定めるものでございます。第5条では、就学援助の認定開始日と終了のことについて、定めるものでございます。第6条では、認定の通知について。第7条では、支給方法等について。第8条では、委任事項について定めるものでございます。附則といたしまして、この告示は、平成21年4月1日から施行するでございます。以上簡単ではございますが、説明いたします。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何か、ご質問がありましたら、お願いします。

各委員 (質疑なし)

大澤委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

大澤委員長 日程第24 報告事項4 瑞穂町特別支援教育就学奨励費支給要綱についてを議題とします。教育長より説明願います。

岩本教育長 報告事項4 瑞穂町特別支援教育就学奨励費支給要綱。瑞穂町内の小中学校の特別支援学級に就学する児童及び生徒の保護者の経済的負担の軽減措置として、町が就学に必要な学用品費等を支給することについて必要な事項を定めるため、要綱を制定するものであります。詳細については、担当に説明させますので、よろしく願いいたします。

学校教育課長 報告事項4 瑞穂町特別支援教育就学奨励費支給要綱の詳細について説明します。

第1条は趣旨ですが、特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づき、特別支援学級に就学する児童及び生徒の保護者の経済的負担の軽減措置として、町が就学に必要な学用品費等を支給することについて必要な事項を定めるものでございます。第2条では対象者について定めるものでございます。第3条では、奨励費の支給費目、

支給金額及び対象者を定めるものでございます。第4条では、申請について定めるものでございます。第5条では、就学奨励の認定の可否の決定通知についてと認定開始日と終了のことについて、定めるものでございます。第6条では支給方法等について、第7条では委任事項について定めるものでございます。附則といたしまして、この告示は、平成21年4月1日から施行するものでございます。以上簡単ではございますが、説明といたします。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何か、ご質問がありましたら、お願いします。

戸田委員 別表の通学費のところですが、原則として保護者が送り迎えをすることが基本となっていますが、それが困難な場合、ファミリーサポートなどに依頼した分の負担を通学費からまわすことはできるのでしょうか。

学校教育課長 特別支援学級ということで、一小のたんぽぽ学級、瑞中の七組に通学している児童、生徒が対象となります。交通手段につきましては、公共交通機関の費用の支給ということで、四小学区から一小学区へバスで移動するなどの場合ということになります。

戸田委員 原則保護者が送り迎えをするということになっていますが、第三者へ依頼しないと送り迎えをできないということはないのでしょうか。次世代育成の会議に出席させていただいた際、保護者への負担が多いという意見があり、費用の軽減措置などないのでしょうか。

学校教育課長 現状では、公共交通機関の費用分の支出のみになります。

戸田委員 今後、第三者の送迎についても、補助など検討していただけないでしょうか。

学校教育課長 平成21年度以降になりますが、町で福祉バスを運行する計画を立てております。そのバスに同乗できるか、検討しなければならない段階です。また、町独自で出せるか、費用が掛かることですので、検討していかなければならないことです。

大澤委員長 ほかに、ご質問がありましたら、お願いします。

各委員 (質疑なし)

大澤委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

大澤委員長 日程第25 報告事項5 平成20年度瑞穂町教育委員会後援名義の使用許可の報告についてを議題とします。教育長より説明願います。

岩本教育長 報告事項5 平成20年度瑞穂町教育委員会後援名義の使用許可の報告について。平成20年度においては、瑞穂町教育委員会後援名義の使用について、学校教育課関係4件、社会教育課関係5件、合計9件の許可をいたしましたので報告いたします。なお、事業名・主催団体・実施時期等については、記載のとおりです。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何か、ご質問がありましたら、お願いします。

各委員 (質疑なし)

大澤委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

大澤委員長 日程第26 報告事項6 瑞穂町奨学金制度検討委員会報告についてを議題とします。教育長より説明願います。

岩本教育長 報告事項6 瑞穂町奨学金制度検討委員会について、ご報告を申し上げます。平成19年度に導入いたしました、瑞穂町奨学金制度の検証及び更なる拡充について、検討結果がまとまりましたので、瑞穂町奨学金制度検討委員会設置要綱第2条に基づき、報告するものです。詳細については、担当に説明させますので、よろしく願います。

教育部長 検討委員会の委員長ということで、報告書を作成させていただきました。なお、教育委員会からは、吉岡委員が委員として2年間務めてくださいました。

まず、奨学金の経緯といたしまして、ジョイフル本田から1億5000万円を寄付していただき、発足したというものです。瑞穂町の奨学金制度の現状を把握しなければならないだろうということで、この部分を検証いた

しました。3ページ目に掲載されているのが、各委員が非常に熱心に議論していただき、提案が1～18までなされたものです。そして、奨学金制度の創設に向けて、4つの課題が挙げられました。資料といたしましては、委員構成として平成19年度、平成20年度の名簿でございます。会議は、平成19年度に3回、平成20年度で3回開催されました。また、26市3町村の奨学金の現状を把握しております。最終結論を2年掛けて行いましたので、提案をさせていただくものです。

奨学金制度の提案ということで、新たな奨学金についての提案として、現在、福祉や医療の分野で人材の確保が課題とされている職業、例えば介護に必要な人材育成、資格取得のための費用を奨学金として貸与して、瑞穂町の福祉事業に貢献があった場合、貸与した奨学金の返還を減免するというものが提案の1つです。

2つ目は、町の国際交流が盛んになってきて、希望する青少年に対して、語学の習得のための費用として、奨学金を貸与して、交流事業に貢献があった場合に、奨学金の返還を減免するというものです。

3つ目は、吉岡委員からご意見をいただいたものとして、生涯学習のスポーツや福祉等の分野などの指導員やボランティアの育成が事業推進に欠かすことのできない事業において、専門的な技術を習得する費用が必要のあるものについて、奨学金を貸与して、瑞穂町のこれらの事業に貢献があった場合、貸与した奨学金の返還を減免するというものです。

現行の奨学金については、経済的な支援を目的とし、受給者の向学心を側面から支える制度として継続して実施していくことが望ましいということが結論です。また、現行制度につきましては、社会経済の情勢を見極めつつ、実施することも望まれることを付け加えさせていただきました。

その他の提案として、教育振興基金の活用について、もう少し柔軟に活用できたら良いのではないかと提案させていただいて、この検討委員会がまとまりましたので、これを教育委員会に提出するものです。

今後、この提案内容は、町長部局の人材育成の観点もありますので、この報告を改めて町長部局へ提出しよう

と考えております。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何か、ご質問がありましたら、お願いします。  
各委員 (質疑なし)

大澤委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

大澤委員長 日程第27 報告事項7 瑞穂町教育基本計画（中間報告）についてを議題とします。教育長より説明願います。

岩本教育長 報告事項7 瑞穂町教育基本計画・中間報告についての報告申し上げます。平成20年、21年の2年間で策定する瑞穂町教育基本計画1年目の検討内容として、中間報告書を作成いたしましたので、報告するものであります。詳細につきましては、担当に説明させますので、よろしく願いいたします。

学校教育課主幹 構成委員の一覧ということで、報告書の最後のページをご覧ください。学識経験者を2名、小・中学校校長、小・中学校PTA代表、社会教育委員、民生児童委員、幼稚園・保育園関係者、高齢者団体関係者、一般公募町民の3名、企画財政課長、地域振興課長、福祉課長、保健課長、社会教育課長を委員にお願いしまして、検討委員会を発足させております。

この検討委員会の内容は、今後の10年間の小・中学校教育における教育のあり方を示したものでございます。そして検討委員会は、今年度5回の検討委員会を実施しながら、委員の方からご意見をいただき、報告を作成させていただきました。町の中では、業者委託ということが多いのですが、学校教育課で独自に作成しているものでございます。

報告書は、第1章、第2章の2章構成で作成しております。第1章は基本計画の概要として、瑞穂町の教育目標および基本方針が示されております。基本方針は、4までございます。2といたしまして、瑞穂町教育基本計画策定の趣旨として、瑞穂町教育委員会では今後10年間の瑞穂町が目指す小・中学校の教育内容と方向性を示すために、2年間の掛けて策定するものです。今年度は、概要を示させていただいております。来年度は、概要

に基づき、具体的な施策と計画が入ってくるものです。3は、町の特徴に基づきながら、町の実態を十分考慮した計画を立てていくことをございます。今年度から実施している、町歌や瑞穂音頭もこの一貫となります。4に瑞穂町教育委員会の目指す子供像として、後半に「人と人が かかわり合って 文化・教養をはぐくむまち みずほ」という独自のキャッチフレーズを作成いたしました。それから教育目標を平易にした、みずほっ子目標として、「**み**ずから学び考えるひと」、「**す**すんで社会とかかわる 心豊かなひと」、「**ほ**がらか 明るく 元気なひと」で、子どもたちに、「**みすほ**」という、「ず」がなかなか難しいので、「す」となっていますが、そういった形で目標を作成させていただきました。

そして基本方針ということで、教育目標の具現化、瑞穂町の自然、伝統・文化、地域的な特徴を取り入れる、長計との関連、地域コミュニティ振興計画との関連、瑞穂町スポーツ・レクリエーション振興計画との関連等を図ることを前提に、具体的な内容を考えていきます。

そうしたことに基づき、委員の方々から、瑞穂町の子供たちに身に付けさせたい資質・能力、並びにこれからの教育に期待することとして、意見を集約しました。そして、瑞穂町教育基本計画の内容として、4つの項目で柱立てをさせていただきました。「人間力の向上を図る教育活動を推進する」、「自然や文化を大切にし郷土を誇れる子供をはぐくむ」、「地域社会の一員としての役割を担う子供をはぐくむ」、「信頼される学校教育を推進する」という4つです。そして、全体の流れが分かるような体系図を示しております。

第2章として、瑞穂町教育基本計画の内容と方向性を4つの柱に基づき、細かく示しております。

1番目の人間力の向上を図る教育活動を推進するという一方で、1つ目に国際社会で生きるための資質・能力の育成を図るという視点から、人権教育の充実、道徳性の育成、情操教育の充実。2つ目の社会で活用できる確かな学力の向上を図ることとして、基礎・基本の定着、個性の伸長を図る教育の充実、言語力の向上、幼・小・中学校の連携、子供の学習支援の充実として、ここには学習サポーターについても触れております。そして情報教育の推進。3つ目として、生涯にわたる健康な心と体をはぐくむこととし、保健学習・指導の充実、体力の向



上、教育相談の充実、安全教育の推進、部活動の振興。4つ目として、特別支援教育の充実を図ることとし、特別な支援が必要な児童・生徒の個性や能力の伸長。5つ目として、豊かな人間関係を培う能力を育てることとし、人とかかわる力を高める教育の充実、コミュニケーション能力の育成。

2番目の自然や文化を大切にし郷土を誇れる子供をはぐくむとして、1つ目に郷土を愛する心を培う、瑞穂町を愛する心を培う教育の充実、環境を保全する態度の育成、文化・歴史を理解し伝える力の育成。2つ目として、異文化理解を通して日本のよさについての理解を深めることとし、日本の文化を伝える教育の充実、国際理解教育の推進ということで、町の施策と関連付けております。

3番目の地域社会の一員としての役割を担う子供をはぐくむこととして、1つ目に社会の一員としての役割や自覚を培うということで、規範意識の醸成、不登校の減少に向けた取り組みの充実、学校を愛する心をはぐくむ教育の充実。2つ目として、望ましい勤労観・職業観を培うこととして、キャリア教育の推進。3つ目の公共心をはぐくむための教育活動の充実を図ることとして、体験活動の充実。4つ目の就学前機関との連携を図ることとして、幼稚園・保育園との連携。5つ目として、学校教育への保護者・地域住民の参画を推進することとし、学校教育活動への支援・参加、学校運営連絡協議会の充実。

4番目の信頼される学校教育を推進することとして、1つ目の地域に開かれた学校教育を推進する。2つ目として、学校の教育力の向上を図るとし、教員の資質・能力の向上、授業の質の向上、学校評価を通じた経営改善。3つ目として、家庭教育への支援を推進するとし、基本的な生活習慣の確立に向けた取り組みの推進、家庭の教育力向上に向けた取り組みの推進。4つ目として、安全・安心な学校づくりを推進するとし、学校・家庭・地域の連携による安全への取り組みの推進、学校施設の安全対策の推進、校舎等の耐震化の推進ということで示させていただきました。

そして、教育基本計画検討委員会の設置要綱、検討委員会の実施計画と委員一覧を掲載し、中間報告をさせて

いただきます。以上で説明を終わります。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何か、ご質問がありましたら、お願いします。

学校教育課主幹 内容が内容ですので、今すぐというのは難しいかと思えます。また、来年度も検討していきますので、何かありましたら、教育委員会の際にいただけたらと思えます。

各委員 (質疑なし)

大澤委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

大澤委員長 日程第28 報告事項8 平成21年度瑞穂町立小・中学校教育課程編成についてを議題とします。教育長より説明願います。

岩本教育長 報告事項8 平成21年度瑞穂町立小・中学校教育課程編成についての報告申し上げます。

平成21年度瑞穂町立小・中学校の教育課程編成の届けが小・中学校からありましたので、報告するものであります。詳細につきましては、担当に説明させますので、よろしく願いいたします。

学校教育課主幹 本日の教育委員会で承認していただいた後、受理をしたということで、各学校へ受理表を送付させていただきたいと思えます。

ポイントだけ説明させていただきます。全体として、町の重要な施策として、人権、学力、授業規律を重視した教育課程編成をしていただいております。小学校では、全ての学校に外国語活動を取り入れますので、そのことが明記されています。食育など新たな課題も全ての学校に入っております。また、特色ある教育活動として、情報教育、情報モラル教育。そして、町の課題である環境教育が入っております。一小や五小は、緑のカーテンの実施を来年度計画しております。全ての小学校で、読書活動の充実。交流活動として、高齢者や福祉関係の方々とのふれあい。一小と五小では、高齢者の方々とのふれあい給食を計画しております。ボランティア活動として、挨拶や清掃活動。これら全て、瑞穂町の具体的な教育課題の一環でもあります。

来年度非常に大きい変化として、授業時数の増加です。小学校1年生では、算数が現行の114時間から136時間に増えます。2年生は、155時間が175時間。3年生では、150時間が175時間。理科は、3年生が70時間から90時間。4年生では、90時間から105時間。5・6年生は、95時間から105時間。体育では、1年生が90時間から102時間。2年生が90時間から105時間に増えます。

その結果、1年生の総時数が、現行が782時間だったものが、816時間。2年生が840時間から875時間に増えます。3年生が910時間から945時間に増えます。4～6年生が945時間から980時間になります。1年生、2年生とも、現在の時間より1学期は増えないのですが、2学期3学期以降、1時間2時間という時間が週時程で増えてきます。

中学校は、理科だけが3年生で現行の80時間から105時間になりますが、総合的な学習の時間が減となり、総時間数は980時間と現行のままです。この後、年度ごとになだらかに移行し、平成23年に小学校の新学習指導要領を完全実施、平成24年に中学校の新学習指導要領の完全実施となりますが、瑞穂町では平成22年度からそれぞれ1年前倒しし、実施していきたいと思っております。

2回のヒアリングを経て、かなり内容を突っ込み、何をどのように行うのかが分かりやすく、また特色ある教育課程となったと思います。この教育課程に基づき、来年度から学校評価をしていただきます。学校訪問の際には、教育課程に基づいて授業を見ていただき、質問をしていただけたらと思います。簡単ではありますが、以上で説明を終わらせていただきます。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何か、ご質問がありましたら、お願いします。

戸田委員 以前の定例会において、学校の残飯率が10%を超える学校があるということで、もう少し取り組んでもらいたいと発言させていただいたのですが、食育に係る部分として、教育課程に細かく明記するのは厳しかったということでしょうか。意識として取り組んでいくことで、残飯率も下がるように思うのですが、そうではなく、

ここに載せるべきことではなかったということでしょうか。

学校教育課主幹 教育課程編成は学校の大きな教育の柱を示すもので、詳細については、給食指導という中で取り上げていただくこととなります。戸田委員のご意見については、学校に伝え、取り組めるようにしていきたいと思います。

大澤委員長 ほかに、ご質問がありましたら、お願いします。

戸田委員 授業数がどの学年も増えていくと思うのですが、下校時間が遅くなるということでしょうか。それとも、6時間目より遅く帰ることはなく、早く帰っていた日に、午後も授業が入るようになるのでしょうか。

学校教育課主幹 1週間は5日間の30コマ（5日間×6時間）の中で授業を行っています。この30コマの中に埋めていきます。ただ、週によっては、補習を行う学校も増えてきます。そうした場合、7時間目を行い、下校する時間が遅くなる学校もあると聞いております。ですが、授業は30コマの枠の中に入ってきます。

戸田委員 もう1点よろしいでしょうか。学校によっては、7時間目を補講に充てるということですが、夏休みを短縮し、夏休みの期間が短くなったと思うのですが、さらに補習期間など授業を設定して授業数を学校独自に増やすことはできるのでしょうか。それとも授業日数を守って、その中でのやりくりとなるのでしょうか。

学校教育課主幹 年間816時間は、学習指導要領に示された内容で、この時間を守らないといけません。これを下回ることは許されません。ただ、学校は30～40時間の余剰時間を持っています。これは、インフルエンザ等で学級閉鎖になった際、余剰時間がないと終わらなくなるためです。それ以上増やすのは、各学校の裁量です。ですが、学期の終わりや始めなど、瑞穂町公立学校の管理運営に関する規則で定められていますので、その部分が教育課程としてカウントする部分です。それ以外のところで、夏休みに補強を行うなどは授業時数にカウントしません。

大澤委員長 ほかに、ご質問がありましたら、お願いします。

各委員 (質疑なし)

大澤委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

大澤委員長 日程第29 報告事項9 平成21年度人事異動についてを議題とします。教育長より説明願います。

岩本教育長 報告事項9 平成21年度人事異動について、ご報告を申し上げます。平成21年度の人事異動について報告するものであります。詳細につきましては、担当に説明させますので、よろしく願いいたします。

教育部長 瑞穂町職員の全体の組織表です。これは既に開示しております。教育委員会は、岩本隆以下、職員となっております。小・中学校の教職員については、4月1日までの期限秘ということで、非公開とし、お手持ちの資料としてください。黒く塗っている部分については、昇格した者、昇任をした者、異動した者、新規採用職員ということで、51名が異動等の対象となっております。教育委員会の事務局では、庶務系の横澤課長補佐が、昇任をし、住民課の課長ということで、管理職となります。教育総務課でございますが、11名となります。学務系では、1名減となっております。学校指導課は、新しく設置をしております。教職員係長が係長と係員の2名。指導係は、学校教育課の指導係の2名に新規採用職員の1名を充てるということです。ここは、正規の職員ということで入っておりませんが、臨時職員を教職員係に1名、町の負担で充てます。

社会教育課でございますが、平成20年度と人数は変わらず12名です。ただし、国体の準備を進めるということで、社会体育係長であった吉岡係長が主幹として管理職に抜擢されました。そして、社会教育課に郷土資料館の主査が、図書館へ異動するという増減なしとなります。図書館は、郷土資料館主査が加わり、1名増となっております。

教職員の内示として、くれぐれも4月1日までは非公開ということで、ご理解いただきたいと思っております。資料の末尾に、学校指導課の中に専任の指導主事として、冨田聖和とありますが、東京都の費用で来ていただける方です。町長、教育長から、他市と同じように指導室が立ち上がるということで、2名の指導主事を依頼していたのですが、東京都の事情もあり、専任の指導主事を1名付けていただいたということです。今後ももう1人依頼をしていきます。そして、学校指導課の所管として、学習支援アドバイザーが東京都の費用で3名が入ってきま

す。そして教育相談室は、これまで都費で三ツ木相談室長に勤務していただいていた。来年度については、先ほどの議案にあったように、専門的な経歴を持った方を、町の費用で嘱託として配置します。大きな流れは以上であります。

大澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何か、ご質問がありましたら、お願いします。

各委員 (質疑なし)

大澤委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。以上で報告事項は終了いたします。

大澤委員長 これをもって、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。これにて平成21年瑞穂町教育委員会第3回定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午前11時00分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会委員長

大澤利夫

瑞穂町教育委員会委員